

平成22年4月から変更になります

木曜日の窓口延長業務が本庁のみの取り扱いとなります

市では、平成16年10月の合併以来、本庁及び各総合支所において、窓口業務の一部を毎週木曜日に時間を延長して実施してきました。

市民の皆さんには、広報紙やホームページ等で窓口業務の時間延長についての周知を図ってきましたが、平成21年4月から12月末までの窓口延長時の来庁者数は本庁が1日平均30.8人であるのに対し、各総合支所では1日平均0.97人という状況でした。そのため、各総合支所の窓口延長業務について見直しを行い、平成22年4月からは本庁のみで取り扱うことになりました。

なお、本庁では、これまでどおり毎週木曜日に午後7時まで窓口延長業務を実施し、諸証明の発行業務の他、新たに印鑑登録の手続きを取り扱います。

市民の皆さんにはご理解とご協力をお願いします。

【4月からの窓口延長業務】

- 市民課 住民基本台帳に関する証明、戸籍に関する証明、印鑑登録、印鑑登録に関する証明（住民異動及び戸籍届出は除く。）
- 税務徴収課 所得証明関係、固定資産税に関する証明、納税証明関係
- 会計課 市税等の収納

※発行できる諸証明は限られますので、詳細については各担当課にご確認ください。

■問い合わせ先■ 本 庁 ☎52-1111 市民課 (内線103)
税務徴収課 (内線236)
会計課 (内線113)

市文化センターに指定管理者制度が導入されます

指定管理者制度とは、「公の施設」の管理運営を、市の出資法人や公共的団体等に限らず、民間事業者やその他の団体が行うことができる制度です。施設の管理運営を任せる事業者等のことを「指定管理者」とし、議会の議決を経て市が指定します。

民間事業者等の特性や能力を活用し、公の施設の管理運営を行うことで、市民サービスの向上や本市の芸術文化の振興を図るとともに、施設の管理運営経費の縮減を目指します。

- 指定管理者 (株)ディックスプロモーション
東京都港区北青山2-7-20
川志満ビル3F
代表取締役 横堀 一男
- 指定期間 平成22年4月1日から
平成27年3月31日まで

■問い合わせ先■
教育委員会 生涯学習課 ☎52-1111 (内線341)
市文化センター ☎53-7200

